

改正後	現行
<p>都道府県労働基準局長 殿</p> <p style="text-align: right;">労働省労働基準局長</p> <p style="text-align: center;">「健康管理手帳交付等事務取扱要領」の策定について</p> <p>健康管理手帳の交付、書替え及び再交付の手続きについては、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施の運営について」(以下「運営通達」という。)の別紙3においてその取扱いを示しているところであるが、健康管理手帳交付等事務のより適正な運用を図るため、運営通達の記の5を削除し、新たに別添のとおり標記事務取扱要領を定めたので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>都道府県労働基準局長 殿</p> <p style="text-align: right;">労働省労働基準局長</p> <p style="text-align: center;">「健康管理手帳交付等事務取扱要領」の策定について</p> <p>健康管理手帳の交付、書替え及び再交付の手続きについては、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施の運営について」(以下「運営通達」という。)の別紙3においてその取扱いを示しているところであるが、健康管理手帳交付等事務のより適正な運用を図るため、平成11年12月1日付けで運営通達の記の5を削除し、新たに別添のとおり標記事務取扱要領を定めたので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p><u>今回、平成18年9月7日付け基発第0907005号により、労災保険の適用を受けない者にかかる取扱いを明らかにするための一部改正を行ったので、その運用に遺漏なきを期されたい。</u></p>
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">健康管理手帳交付等関係事務取扱要領</p> <p>交付申請関係</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">健康管理手帳交付等関係事務取扱要領</p> <p>交付申請関係</p>

1 申請書の受理

(1) 従事歴申告書の確認

健康管理手帳交付申請書には様式第1号による従事歴申告書が添付されていることを確認すること。

(2) 従事歴を証する書類等の確認

従事歴を証する書類等については、次によること。

ベンジジン等業務(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号)、クロム酸業務(令第23条第4号)、三酸化砒素業務(令第23条第5号)、コールタール業務(令第23条第6号)、ビス(クロロメチル)エーテル業務(令第23条第7号)、ベンゾトリクロリド業務(令第23条第9号)、塩化ビニル業務(令第23条第10号)及び石綿業務(令第23条第11号。労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第53条第1項の表令第23条第11号の業務の項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合に限る。)の場合

イ 様式第2号又は様式第3号により当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について事業者が記載した従事歴証明書(以下「事業者証明書」という。)

ロ イの事業者証明書が得られず、又は不十分な場合は、様式第4号又は様式第5号による当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について本人が記載した従事歴申立書(以下「本人申立書」という。)及び様式第6号又は様式第7号による当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について当該業務に同時期に従事していた者2名以上が記載した従事歴証明書(以下「同僚証明書」という。)

1 申請書の受理

(1) 添付書類等の確認

添付書類等については、次によること。

ベンジジン等業務(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号)、クロム酸業務(令第23条第4号)、三酸化砒素業務(令第23条第5号)、コールタール業務(令第23条第6号)、ビス(クロロメチル)エーテル業務(令第23条第7号)、ベンゾトリクロリド業務(令第23条第9号)及び塩化ビニル業務(令第23条第10号)の場合

イ 当該業務に従事していた旨の事業者の証明

ロ イが得られない場合は、当該業務に同時期に従事していた者その他当該業務に従事していたことを証明できる者2名以上の証明書

ハ ロの場合において、同僚証明書が得られず、又は不十分な場合は、以下の書類のうち、安衛則第53条第1項の交付要件(以下単に「交付要件」という。)に相当する従事歴を証明する1種類以上の書類

(イ) 次のいずれかの書類

()健康管理手帳の申請業務に係る特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)に基づく特定化学物質健康診断個人票の写し又は特定化学物質健康診断の本人への結果通知の写し

()石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に基づく石綿健康診断個人票の写し又は石綿健康診断の本人への結果通知の写し

(ロ) 社会保険の被保険者記録

(ハ) 給与明細の写し

(ニ) 雇用保険に係る証明書

(ホ) その他本人申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類

なお、以下の事項にも留意されたい。

- ・ 事業者証明書、本人申立書及び同僚証明書については、証明する期間において勤務した事業場及び業務ごとに提出すること。
- ・ 従事歴を証する書類等については、交付要件の従事歴に相当する期間のすべての期間について要すること。
- ・ ロ及びハにおいて「不十分な場合」とは、例えば雇用期間のみを証明し、申請者が当該業務に従事していたか否かについては証明されていない場合等をいうこと。

略

ベリリウム業務(令第23条第8号)の場合

ハ イ及びロのいずれも得られない場合は、本人において記述した申立書

略

ベリリウム業務(令第23条第8号)の場合

に掲げる書類に加え、胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真(以下「エックス線写真等」という。)及び慢性の結節性陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある特定化学物質健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)の場合

に掲げる書類に加え、次のイ又はロのいずれかの書類等
イ エックス線写真等及び石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可。)

ロ 略

(3) 申請先の確認

申請先は次のとおりであるので、申請先を誤っている場合には、本来の申請先に移送すること。

イ 離職の際に既に交付要件を満たしている場合は、申請者が対象業務に従事した事業場(当該事業場が2以上ある場合は最近時の事業場)の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「所轄局」という。)

ロ 略

(4) 略

に掲げる書類に加え、胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び慢性の結節性陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある特定化学物質健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可)

石綿業務(令第23条第11号)の場合

に掲げる書類に加え、次のイ又はロのいずれかの書類等
イ 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書(同様の記載のある石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可。)

ロ 略

(2) 申請先の確認

申請先は次のとおりであるので、申請先を誤っている場合には、本来の申請先に移送すること。

イ 離職の際に既に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第53条第1項の交付要件(以下「交付要件」という。)を満たしている場合は、申請者が対象業務に従事した事業場(当該事業場が2以上ある場合は最近時の事業場)の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「所轄局」という。)

ロ 略

(3) 略

(5) 略

2 申請書類等の審査

(1) 書面のみによる審査(ベリリウム業務又は石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条第11号の項第1号に該当する場合に限る。))以外の場
合)

事業場が現存し、事業者が申請者の当該業務への従事を肯定してい
る場合

従事歴申告書(様式第1号)及びそれを証する事業者証明書の内容を
確認し、交付要件を満たすことを確認した上で手帳を交付すること。

事業場は廃止されているものの、申請者が労働者として当該業務に従
事していた当時の事業者が申請者の当該業務への従事を肯定している
場合

従事歴申告書(様式第1号)及びそれを証する事業者証明書の内容を
確認し、交付要件を満たすことを確認した上で手帳を交付すること。

事業者が申請者の当該業務への従事を否定し、若しくは不明である旨
主張している場合、又は事業場が廃止されているなどの理由により事業
者証明書が得られない場合

イ 同僚が申請者の当該業務への従事を肯定している場合

従事歴申告書(様式第1号)並びにそれを証する同僚証明書及び本
人申立書の内容を確認し、交付要件を満たすことを確認した上で手帳
を交付すること。

ロ 同僚が申請者の当該業務への従事を不明である旨主張している場
合又は同僚証明書が得られない場合

(4) 略

2 申請書類等の審査

(1) 書面のみによる審査(ベリリウム業務又は石綿業務以外の場合)

1の(1)の 及び の場合、添付書類により交付要件を満たすことを確認す
ること。

なお、1の(1)の の場合、必要に応じ申請を受理した都道府県労働局の
保存書類との照合等により申請内容を確認すること。

また、1の(1)の の場合であって、添付書類がロ又はハのときは、必要に
応じ事業場の存否等事実関係について確認すること。

(イ) 本人申立書に1の(2)の の八に掲げる書類が交付要件の従事歴に相当する期間の全期間について添付され、かつ、本人申立書の内容とそれらの内容が一致している場合には手帳を交付すること。

(ロ) (イ)の場合を除き、本人申立書に1の(2)の の八に掲げる書類が添付されている場合には、それらにより、当該事業場が存在していたこと及び申請者が雇用されていた期間を確認した上で、本人申立書の内容により、以下の条件を全て満たす等、当該業務に継続的に従事していたと判断することが合理的である場合には手帳を交付すること。

()本人申立書の内容に記載不備や疑義がないこと。

()事業者証明書、同僚証明書及び1の(2)の の八の一部の書類を提出できないことがやむを得ない理由によるものであること。

()1の(2)の の八により提出された書類の内容と本人申立書の内容が一致していること。

なお、その判断が困難な場合には、必要に応じて本人に聴取調査を行うこと。

(ハ) 提出された事業者証明書又は同僚証明書をもって、申請者が当該事業場に雇用されていたことが証明されるものの、当該業務への従事が確認できず、かつ、1の(2)の の八に掲げる書類のいずれも提出されない場合には、(ロ)と同様の取扱いとすること。

八 本人申立書のみが提出された場合

原則として手帳は交付しないこと。ただし、本人への聴取調査により、1の(2)の のロ及び八に掲げる書類を提出できないことがやむを得ない理由によるものであると考えられる場合には、本省に協議すること。

なお、以下の事項にも留意されたい。

- ・ 「継続して従事していたこと」とは、労働者が業務の常態として当該作業に引き続いて従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について当該作業に従事することを要件とするものではないこと。判断が困難な場合には、本省に協議すること。
- ・ 粉じん業務(令第23条第3号)の場合は、必要に応じ申請を受理した都道府県労働局の保存書類との照合等により申請内容を確認すること。
- ・ 石綿業務(令第23条第11号)の場合は、申請者が従事した石綿業務の内容が交付要件を満たす作業か否かの判断に際しては、原則として、「石綿ばく露歴把握のための手引」(平成18年10月石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会作成。以下「手引」という。)を用いて判断する。手引の「3. 石綿関連写真集(1)石綿に関する作業 1～19高濃度ばく露、中等度ばく露、事例報告の多い作業」(以下「手引に記載された石綿等を製造し、又は取り扱う作業」という。)に掲げられた職種であり、それぞれの職種について掲げられている石綿製品を製造し、又は取り扱う作業を行っていた者については、令第23条第11号の石綿等を製造し、又は取り扱う業務に従事していた者に該当するものであること。ただし、申請者の業務内容が職業性の直接のばく露に該当するものであることを確認すること。また、安衛則第53条第1項の表令第23条第11号の業務の項第2号から第4号までのいずれかに該当するか否かの判断に際しては、申請者が当該業務に継続して従事していたことを併せて確認すること。なお、手引に記載された石綿等を製造し、又は取り扱う作業以外の業務などでも、交付要件を満たす場合も想定されることから、その場合には本省に確認すること。

(2) エックス線写真等による審査(ベリリウム業務又は石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。))の場合)

1の(2)の により提出された書類によりベリリウム業務又は石綿業務に従事していたことを確認した上で、ベリリウム業務については下記、石綿業務については下記 のことを確認すること。

ベリリウム業務

提出されたエックス線写真等におけるび慢性の結節性陰影の有無について、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に確認を求め、これが認められること。

石綿業務

イ エックス線写真等の提出のあったものによっては、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があることの確認を求めること。

ロ 略

3 健康管理手帳の作成等

(1) 略

(2) 台帳及び交付簿の作成等

様式第8号による健康管理手帳台帳(以下「台帳」という。)及び様式第9号による健康管理手帳交付簿(以下「交付簿」という。)を作成すること。なお、手帳の番号(台帳及び交付簿においては「手帳交付番号」という。以下同じ。)は、種類ごとに別紙1の番号を頭に一連番号とすること。また、労災保険の適用を受けない申請者に対し手帳を交付したときは、台帳及び交付簿の備考欄に、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を記入すること。

(2) エックス線写真等による審査(ベリリウム業務又は石綿業務の場合)

1の(1)の により提出された書類によりベリリウム業務又は石綿業務に従事していたことを確認した上で、ベリリウム業務については下記、石綿業務については下記 のことを確認すること。

ベリリウム業務

提出されたエックス線写真におけるび慢性の結節性陰影の有無について、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に確認を求め、これが認められること。

石綿業務

イ エックス線写真の提出のあったものによっては、地方じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に不整形陰影又は胸膜肥厚の有無の確認を求め、これらのいずれかが認められること。

ロ 略

3 健康管理手帳の作成等

(1) 略

(2) 台帳及び交付簿の作成等

様式第1号による健康管理手帳台帳(以下「台帳」という。)及び様式第2号による健康管理手帳交付簿(以下「交付簿」という。)を作成すること。なお、手帳の番号(台帳及び交付簿においては「手帳交付番号」という。以下同じ。)は、種類ごとに別紙1の番号を頭に一連番号とすること。また、労災保険の適用を受けない申請者に対し手帳を交付したときは、台帳及び交付簿の備考欄に、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を記入すること。

4 手帳の交付の際の措置

(1) 健康診断の受診の勧告等

手帳の交付の際、申請者((3)に掲げる者を除く。)に対し、所定の健康診断を受けるよう勧告するとともに、健康診断の項目、回数、実施時期、健康診断を委託する医療機関(以下「委託医療機関」という。)の所在地、所定の健康診断項目の範囲内の検査については費用を負担する必要のないこと、委託医療機関において受診すること等を通知すること。

(2) 手帳の交付(石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条第11号)の場合に限る。)の際、健康管理手帳交付に関する申請書類の審査における従事歴の確認方法と、労災保険の申請時における従事歴の確認方法の違いを明らかにするため、申請者に対し、「石綿健康管理手帳をお持ちの方へ ~石綿ばく露作業従事歴の確認方法について~」(別紙2)、「石綿による疾病の認定基準」及び配布文書一覧(別紙3)を配布すること。

(3) 略

(4) 略

イ 健康診断の実施、健康診断費等の支払い等については、当該者が有害業務に従事していた事業場に係る事業者が行うべきものであり、その方法は、運営通達別添5の1の方法によるものであること。

ロ 略

ハ 略

(5) 略

(6) 略

5 手帳の交付の拒否

4 手帳の交付の際の措置

(1) 健康診断の受診の勧告等

手帳の交付の際、申請者((2)に掲げる者を除く。)に対し、所定の健康診断を受けるよう勧告するとともに、健康診断の項目、回数、実施時期、委託医療機関の所在地、所定の健康診断項目の範囲内の検査については費用を負担する必要のないこと、委託医療機関において受診すること等を通知すること。

(2) 略

(3) 略

イ 健康診断の実施、健康診断費等の支払い等については、当該者が有害業務に従事していた事業場に係る事業者が行うべきものであり、その方法は、別添5の1の方法によるものであること。

ロ 略

ハ 略

(4) 略

(5) 略

5 手帳の交付の拒否

審査の結果、交付要件を満たさないことにより手帳の交付を行わない場合には、その旨を申請者に対し書面により通知すること。なお、この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)上の「許認可等を拒否する処分」を行うこととなることから、拒否の理由も併せて通知すること。その具体的手続きについては、平成6年9月30日付け基発第612号の記の第2の1(4)によること。また、交付拒否処分は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求の対象となるので、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる旨を当該処分の通知に併せて記載すること。さらに、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を記載すること。交付拒否処分の通知文については、別紙4を参考にすること。

6 添付資料の返還

ベリリウム業務又は石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)に係る申請に添付されたエックス線写真等については、手帳の交付又は交付拒否処分の通知に併せて申請者あて返還すること。

7 事務処理の期間

申請書の審査・処理に要する標準処理期間は、平成11年3月31日付け基発第179号に基づき、原則15日と定められているところであるが、書類審査において申請内容を確認するため又はベリリウム業務若しくは石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)に係るものによっては専門の医師による確認を求めるため、審査に相当の期間を要すると見込まれるときには、申請者にその旨をあらかじめ説明し理解を得るよう努めること。

なお、この場合においても申請から1月以内に審査・処理を終えるよう極力努めること。

審査の結果、交付要件を満たさないことにより手帳の交付を行わない場合には、その旨を申請者に対し書面により通知すること。なお、この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)上の「許認可等を拒否する処分」を行うこととなることから、拒否の理由も併せて通知すること。その具体的手続きについては、平成6年9月30日付け基発第612号の記の第2の1(4)によること。また、交付拒否処分は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求の対象となるので、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求をすることができる旨を当該処分の通知に併せて記載すること。さらに、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を記載すること。交付拒否処分の通知文については、別紙2を参考にすること。

6 添付資料の返還

ベリリウム業務又は石綿業務に係る申請に添付されたエックス線写真については、手帳の交付又は交付拒否処分の通知に併せて申請者あて返還すること。

7 事務処理の期間

申請書の審査・処理に要する標準処理期間は、平成11年3月31日付け基発第179号に基づき、原則15日と定められているところであるが、ベリリウム業務又は石綿業務に係るものによっては、専門の医師による確認を求めるため、審査に相当の期間を要すると見込まれるときには、申請者にその旨をあらかじめ説明し理解を得るよう努めること。

なお、この場合においても申請から1月以内に審査・処理を終えるよう極力努めること。

略

略

手帳の交付拒否処分に係る審査請求関係

1 審査請求の受理等

(1) 審査請求書の様式

審査請求は、原則として様式第10号によるものとし、当該様式によらない場合にも、当該審査請求書に示す所要の記載事項(行政不服審査法第15条)を満たすよう必要に応じ補正を求めること。

(2) 略

(3) 略

(4) 証拠書類等の任意提出(行政不服審査法第26条)の指導

局は、審査請求を受理するに際し、審査請求人に対し、交付拒否処分に係る申請の際に提出した関係書類(エックス線写真等を含む。)が審査請求に係る審査に必要であることを説明の上、これらの資料を併せて提出するよう指導すること。

(5) 審査請求書等の審査庁(本省)への送付

局は、審査請求書及び証拠書類等を受理後、これに交付拒否処分の根拠となった専門家による審査結果又は書類審査において交付拒否処分となった具体的な根拠を添えて、遅滞なく本省へ送付すること。(行政不服審査法第33条第1項)

2 審理及び裁決(行政不服審査法第25条、第40条)

略

略

手帳の交付拒否処分(ベリリウム・石綿)に係る審査請求関係

1 審査請求の受理等

(1) 審査請求書の様式

審査請求は、原則として様式第3号によるものとし、当該様式によらない場合にも、当該審査請求書に示す所要の記載事項(行政不服審査法第15条)を満たすよう必要に応じ補正を求めること。

(2) 略

(3) 略

(4) 証拠書類等の任意提出(行政不服審査法第26条)の指導

局は、審査請求を受理するに際し、審査請求人に対し、交付拒否処分に係る申請の際に提出したエックス線写真その他の関係書類が審査請求に係る審査に必要であることを説明の上、これらの資料を併せて提出するよう指導すること。

(5) 審査請求書等の審査庁(本省)への送付

局は、審査請求書及び証拠書類等を受理後、これに交付拒否処分の根拠となった専門家による審査結果を添えて、遅滞なく本省へ送付すること。(行政不服審査法第33条第1項)

2 審理及び裁決(行政不服審査法第25条、第40条)

本省は、上記1により送付された審査請求書及び添付書類、物件等によって審理を行い、審理結果に基づき裁決を行った上で、裁決書の謄本を審査請求人及び局に送付する。

なお、ベリリウム業務又は石綿業務(安衛則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第1号に該当する場合に限る。)に係る審理に際しては、中央じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に、原処分の根拠となったエックス線写真等の読影を依頼し、交付要件への該当の有無の確認を行う。

3 略

4 略

5 その他

1の(5)により局から提出された資料は、審査請求人の閲覧請求の対象となるので留意すること。(行政不服審査法第33条第2項)

なお、手帳の交付拒否処分に係る審査請求処理の流れは別紙5のとおりである。

別紙1 略

本省は、上記1により送付された審査請求書及び添付書類、物件等によって審理を行い、審理結果に基づき裁決を行った上で、裁決書の謄本を審査請求人及び局に送付する。

なお、審理に際しては、中央じん肺診査医等専門的な知識を有する医師に、原処分の根拠となったエックス線写真の読影を依頼し、交付要件への該当の有無の確認を行う。

3 略

4 略

5 その他

1の(5)により局から提出された資料は、審査請求人の閲覧請求の対象となるので留意すること。(行政不服審査法第33条第2項)

なお、手帳(ベリリウム・石綿)の交付拒否処分に係る審査請求処理の流れは別紙3のとおりである。

別紙1 略

石綿健康管理手帳をお持ちの方へ

～ 石綿ばく露作業従事歴の確認方法について ～

石綿健康管理手帳の交付に当たっては、手帳の交付要件である一定の石綿ばく露作業従事歴の確認について、主に

- ・事業主の証明書
- ・同僚労働者の証明書
- ・その他ご本人に関する関係書類

により行っています。

一方、石綿による疾患(注)を発症し、労災請求をされた場合には、労働基準監督署において、石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、労災認定基準に基づいて、業務上の疾病に該当するか否かを判断しています。

このため、石綿健康管理手帳を交付された方であっても、労災請求をされた場合には、石綿ばく露作業従事期間、石綿ばく露作業の内容、取扱い材料等の詳細について、労災請求をされたご本人及び事業主等の関係者から聴取等の調査をさせていただくこととなりますことをご承知おきください。

(注)石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

なお、健康管理手帳に関する詳細については都道府県労働局(安全衛生課又は労働衛生課)に、労災請求に関する詳細については最寄りの労働基準監督署に、それぞれお問い合わせください。

厚生労働省労働基準局
都道府県労働局 労働基準監督署

別紙3

以下の1～4が同封されているかご確認ください。

- 1 健康管理手帳
- 2 石綿健康管理手帳をお持ちの方へ
～ 石綿ばく露作業従事歴の確認方法について ～
- 3 「石綿による疾病の認定基準」
- 4 (その他各局から配布するものがあればタイトルを記入)

同封されていない場合は各都道府県労働局にお問い合わせください。

別紙4

番 号

年 月 日

殿

労働局長

健康管理手帳不交付決定通知書

別紙2

番 号

年 月 日

殿

労働局長

健康管理手帳不交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって本職あて申請のあった_____に係る健康管理手帳交付申請は、労働安全衛生法第67条第1項に基づく労働安全衛生規則第53条第1項に定める下記の要件を具備しないため、健康管理手帳を交付しないことを決定したので通知します。

略

記

例1:労働安全衛生規則第53条第1項の表令第23条11号の業務の項第3号に掲げる業務への従事歴があること。

例2:両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

例3:両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。

別紙5

健康管理手帳の交付拒否処分に係る審査請求処理の流れ

手帳交付要件への該当の有無の審査

・エックス線写真等が提出された場合は専門家に審査依頼
審理(行政法第25条第1項)

・エックス線写真等が提出された場合は専門家に審査依頼

平成 年 月 日付けをもって本職あて申請のあった_____ 石綿(ベリリウム)に係る健康管理手帳交付申請は、労働安全衛生法第67条第1項に基づく労働安全衛生規則第53条第1項に定める下記の要件を具備しないため、健康管理手帳を交付しないことを決定したので通知します。

略

記

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

(両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。)

別紙3

健康管理手帳(ベリリウム・石綿)の交付拒否処分に係る審査請求処理の流れ

手帳交付要件への該当の有無の審査

・専門家に審査(X線写真の読影)依頼
審理(行政法第25条第1項)

・専門家に審査(X線写真の読影等)依頼

様式第1号

従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 ー		
職歴 (申請している健康管理手帳に係る業務の職歴を記載してください。)			
従事期間	事業場の名称と所在地	従事した業務	
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者： _____ 印

様式第2号

従事歴証明書（事業者記載用）（石綿以外）

（健康管理手帳の種類： ）

ふりがな		性別	生年月日
被証明者氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 —		
雇入年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
① 事業場の主な業務内容			
② 被証明者の健康管理手帳に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務への従事期間	年 月～	年 月	(年 ヶ月)
④ ③に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑤ ③に記載された従事期間における特定化学物質健康診断の実施状況	有 ・ 無 ・ 不明		
⑥ 備考欄 (貴事業場の名称が合併・分社化等により変更され、被証明者が②の業務に従事していた時期の事業場の名称と異なる場合は、事業場の沿革等を記載してください。)			

上記のとおり相違ありません。平成 年 月 日

証明者（事業者） 事業場の名称： _____

所在地： _____

代表者： _____ 印

（注意）：事業者が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

様式第3号

従事歴証明書（事業者記載用）（石綿）

ふりがな		性別	生年月日
被証明者氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 —		
雇入年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
① 事業場の主な業務内容			
② 被証明者の石綿に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	<input type="checkbox"/> 石綿の製造作業 <input type="checkbox"/> 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 <input type="checkbox"/> 石綿の吹付けの作業 <input type="checkbox"/> 石綿が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業 <input type="checkbox"/> 上記以外の石綿を取り扱う作業		
④ ②に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)		
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑥ ④に記載された従事期間における石綿健康診断の実施状況	有 ・ 無 ・ 不明		
⑦ 備考欄 (貴事業場の名称が合併・分社化等により変更され、被証明者が②の業務に従事していた時期の事業場の名称と異なる場合は、事業場の沿革等を記載してください。)			

上記のとおり相違ありません。平成 年 月 日

証明者（事業者） 事業場の名称： _____

所在地： _____

代表者： _____ 印

(注意)：事業者が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

様式第4号

従事歴申立書（本人記載用）（石綿以外）

（健康管理手帳の種類： ）

① 事業場名	
② 事業場所在地	
③ ①に記載された事業場における申請者の健康管理手帳に係る具体的な業務内容（詳細に記載してください。）	
④ ①に記載された事業場における特定化学物質健康診断実施の有無	（ 有 ・ 無 ・ わからない ）
⑤ ③に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 （ 年 ヶ月）
⑥ ⑤に記載された従事期間における③に記載された業務の頻度	
⑦ ③に記載された業務への従事に関して、右記の書類がある場合には○を付けてください。（※ 3健康診断結果とは特定化学物質健康診断個人票又は本人への結果通知を指す。）	<input type="checkbox"/> 1 事業者の証明書 <input type="checkbox"/> 2 同僚の証明書 <input type="checkbox"/> 3 健康診断結果（※） <input type="checkbox"/> 4 社会保険の被保険者記録 <input type="checkbox"/> 5 給与明細 <input type="checkbox"/> 6 雇用保険に係る証明書 <input type="checkbox"/> 7 その他（ ）
⑧ ⑦において1が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑨ ⑦において2が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑩ ⑦において3～7の書類が、⑤に記載された従事期間の一部について得られた場合には、残りの期間について3～7の書類が得られない理由を記載してください。	

上記の通り相違ありません。 平成 年 月 日

氏名 _____ 印

（注意）：事業場及び業務毎に申立書を作成してください。

様式第5号

従事歴申立書（本人記載用）（石綿）

① 事業場名	
② 事業場所在地	
③ ①に記載された事業場における申請者の石綿に係る具体的な業務内容（詳細に記載してください。）	
④ ①に記載された事業場における石綿健康診断実施の有無	（ 有 ・ 無 ・ わからない ）
⑤ ③に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	<input type="checkbox"/> 石綿の製造作業 <input type="checkbox"/> 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 <input type="checkbox"/> 石綿の吹付けの作業 <input type="checkbox"/> 石綿が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業 <input type="checkbox"/> 上記以外の石綿を取り扱う作業
⑥ ③に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 （ 年 ヶ月）
⑦ ⑥に記載された従事期間における③に記載された業務の頻度	
⑧ ③に記載された業務への従事に関して、右記の書類がある場合には○を付けてください。（※ 3健康診断結果とは石綿健康診断個人票又は本人への結果通知を指す。）	<input type="checkbox"/> 1 事業者の証明書 <input type="checkbox"/> 2 同僚の証明書 <input type="checkbox"/> 3 健康診断結果（※） <input type="checkbox"/> 4 社会保険の被保険者記録 <input type="checkbox"/> 5 給与明細 <input type="checkbox"/> 6 雇用保険に係る証明書 <input type="checkbox"/> 7 その他（ ）
⑨ ⑧において1が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑩ ⑧において2が得られない場合にはその理由を記載してください。	
⑪ ⑧において3～7の書類が、⑥に記載された従事期間の一部について得られた場合には、残りの期間について3～7の書類が得られない理由を記載してください。	

上記の通り相違ありません。平成 年 月 日

氏名 _____ 印

（注意）：事業場及び業務毎に申立書を作成してください。

様式第6号

従事歴証明書（同僚記載用）（石綿以外）

（健康管理手帳の種類： ）

ふりがな		性別	生年月日
被証明者氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 _____		
被証明者との関係			
① 被証明者が健康管理手帳に係る業務に従事した事業場名、所在地、主な業務内容等	事業場名： 所在地： 上記事業場の存続の状況：（ 存続 ・ 廃止 ・ わからない） 事業場の主な業務内容：		
② 被証明者の健康管理手帳に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務への従事期間	_____年 _____月～ _____年 _____月 （ _____年 _____ヶ月）		
④ ③に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑤ 証明者の健康管理手帳の所持の有無	有（手帳の種類： _____）・ 無		

上記のとおり相違ありません。

平成 _____年 _____月 _____日

証明者 住所： _____

氏名： _____ 印

（注意）：同僚が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

様式第7号

従事歴証明書（同僚記載用）（石綿）

ふりがな		性別	生年月日
被証明者氏名		男 女	年 月 日
住所	〒 ー		
被証明者との関係			
① 被証明者が石綿業務に従事した事業場名、所在地、主な業務内容等	事業場名： 所在地： 上記事業場の存続の状況：（ 存続 ・ 廃止 ・ わからない） 事業場の主な業務内容：		
② 被証明者の石綿に係る具体的な業務内容			
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。	<input type="checkbox"/> 石綿の製造作業 <input type="checkbox"/> 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業 <input type="checkbox"/> 石綿の吹付けの作業 <input type="checkbox"/> 石綿が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業 <input type="checkbox"/> 上記以外の石綿を取り扱う作業		
④ ②に記載された業務への従事期間	年 月～ 年 月 （ 年 ヶ月）		
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度			
⑥ 証明者の石綿健康管理手帳の所持の有無	有 ・ 無		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者 住所： _____

氏名： _____ 印

（注意）：同僚が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

様式第8号

健康管理手帳台帳

1 「種類」の欄は、労働安全衛生法施行令第23条各号の業務を次のように略記すること。

第1号の業務「ベンジジン」	第8号の業務「ベリリウム」
第2号の業務「ペ-ターナフチルアミン」	第9号の業務「ベンゾトリクロリド」
第3号の業務「じん肺」	第10号の業務「塩化ビニル」
第4号の業務「クロム酸等」	第11号の業務
第5号の業務「三酸化砒素」	「石綿(胸部所見)」又は「石綿(従事歴)」
第6号の業務「コールタール」	第12号の業務「ジアニシジン」
第7号の業務「ビス(クロロメチル)エーテル」	

2 略

様式第1号

健康管理手帳台帳

表 略

1 「種類」の欄は、労働安全衛生法施行令第23条各号の業務を次のように略記すること。

第1号の業務「ベンジジン」	第7号の業務「ビス(クロロメチル)エーテル」
第2号の業務「ペ-ターナフチルアミン」	第8号の業務「ベリリウム」
第3号の業務「じん肺」	第9号の業務「ベンゾトリクロリド」
第4号の業務「クロム酸等」	第10号の業務「塩化ビニル」
第5号の業務「三酸化砒素」	第11号の業務「石綿」
第6号の業務「コールタール」	第12号の業務「ジアニシジン」

2 略

様式第9号

健康管理手帳交付簿

表 略

1 「種類」は、労働安全衛生法施行令第23条各号の業務を次のように略記すること。

第1号の業務「ベンジジン」	第7号の業務「ビス(クロロメチル)エーテル」
---------------	------------------------

様式第2号

健康管理手帳交付簿

表 略

1 「種類」は、労働安全衛生法施行令第23条各号の業務を次のように略記すること。

第1号の業務「ベンジジン」	第7号の業務「ビス(クロロメチル)エーテル」
---------------	------------------------

<p>第2号の業務「ペ-ターナフチルアミン」 第3号の業務「じん肺」 第4号の業務「クロム酸等」 第5号の業務「三酸化砒素」 第6号の業務「コールタール」</p> <p>2 略</p>	<p>第8号の業務「ベリリウム」 第9号の業務「ベンゾトリクロリド」 第10号の業務「塩化ビニル」 第11号の業務 「<u>石綿(胸部所見)</u>」又は「<u>石綿(従事歴)</u>」 第12号の業務「ジアニシジン」</p>	<p>第2号の業務「ペ-ターナフチルアミン」 第3号の業務「じん肺」 第4号の業務「クロム酸等」 第5号の業務「三酸化砒素」 第6号の業務「コールタール」</p> <p>2 略</p>	<p>第8号の業務「ベリリウム」 第9号の業務「ベンゾトリクロリド」 第10号の業務「塩化ビニル」 第11号の業務「<u>石綿</u>」 第12号の業務「ジアニシジン」</p>
<p>様式第10号</p> <p>略</p>	<p>様式第3号</p> <p>略</p>		